破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２９年（フ）第１５４号
北海道二海郡八雲町東町289番地18　東町団地Ｓ53　1110号
債務者　木村　歌子
1　決定年月日時　平成29年８月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月19日まで　函館地方裁判所

平成２９年（フ）第１６６号
北海道亀田郡七飯町大川１丁目４番12号
債務者　酒井　昌則
1　決定年月日時　平成29年８月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月19日まで　函館地方裁判所

平成２９年（フ）第６９号
岐阜県揖斐郡大野町大字大野829番地５
債務者　伊藤千恵子
1　決定年月日時　平成29年８月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月19日まで　岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２９年（フ）第１００６号
愛知県尾張旭市南栄町旭ケ丘24番地７
債務者　後藤　　綾
1　決定年月日時　平成29年７月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月19日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第５７号
三重県伊勢市河崎３丁目14番21号
債務者　服部　慎一
1　決定年月日時　平成29年８月１日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月20日まで　津地方裁判所伊勢支部破産係

平成２９年（フ）第３３２号
埼玉県所沢市狭山ケ丘２丁目614番地の６
債務者　奥山　繁一
1　決定年月日時　平成29年７月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月21日まで　さいたま地方裁判所川越支部

平成２９年（フ）第３６３号
埼玉県富士見市関沢２丁目２番26―307号
債務者　勝又　慶子
1　決定年月日時　平成29年７月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月21日まで　さいたま地方裁判所川越支部

平成２９年（フ）第３６７号
埼玉県所沢市松葉町９番11―203号　マンショントミタ、前住所埼玉県所沢市西狭山ケ丘１丁目3098番地の１　セントラルハイツ102
債務者　姫路　　勉
1　決定年月日時　平成29年７月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月21日まで　さいたま地方裁判所川越支部

平成２９年（フ）第１０１号
岡山県総社市泉５番地31　７―303
債務者　日笠　智子
1　決定年月日時　平成29年８月１日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月22日まで　岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２９年（フ）第１２８号
長崎県長崎市赤迫３丁目７番30号　有料老人ホーム　モン・サン赤迫722号室、旧住所京都府京都市上京区丸太町通松屋町西入左馬松町775番地（住民票上の住所）長崎県長崎市片淵４丁目18番11号
債務者　木庭喜代子
1　決定年月日時　平成29年７月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月22日まで　長崎地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第１２９号
長崎県長崎市片淵４丁目18番11号、旧住所京都府京都市上京区丸太町通松屋町西入左馬松町775番地
債務者　木庭　京子
1　決定年月日時　平成29年７月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月22日まで　長崎地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第１３０号
長崎県長崎市片淵２丁目10番18号、旧住所京都府京都市上京区丸太町通松屋町西入左馬松町775番地
債務者　木庭　大輔
1　決定年月日時　平成29年７月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月22日まで　長崎地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第１１４７号
札幌市手稲区前田３条７丁目４番１号
債務者　百武　和美
1　決定年月日時　平成29年７月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月25日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第１２３６号
札幌市中央区南20条西６丁目６番１―105号
債務者　道場　一葉（旧姓山田・竹中）
1　決定年月日時　平成29年７月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月25日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第１０号
北海道留萌市明元町６丁目23番地の48
債務者　吉岡　知子
1　決定年月日時　平成29年７月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月25日まで　旭川地方裁判所留萌支部

平成２９年（フ）第１２号
北海道留萌市栄町３丁目３番１号
債務者　伊藤　弘美
1　決定年月日時　平成29年７月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月25日まで　旭川地方裁判所留萌支部

平成２９年（フ）第１３７号
釧路市堀川町４番11号　アペックス壱番館103号室
債務者　山崎　　恵
1　決定年月日時　平成29年７月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月25日まで　釧路地方裁判所